

【資料 3 - 2】
滋賀県原子力安全対策連絡協議会
令和 8 年（2026年）2月 9 日

新型転換炉原型炉ふげん 及び 高速増殖原型炉もんじゅ の廃止措置実施状況等について

2026年2月9日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

「ふげん」及び「もんじゅ」の概要

高速増殖原型炉「もんじゅ」



- ◆ナトリウム冷却MOX燃料炉心
- ◆電気出力: 28.0万kW(熱出力: 71.4万kW)
- ◆「もんじゅ」のあゆみ
 - 1983/5 設置許可
 - 1985/10 建設工事開始
 - 1994/4 初臨界
 - 1995/8 初送電
 - 1995/10 40%出力到達
 - 2018/3 廃止措置計画認可
- ◆総発電電力量: 約1億232.5kWh
総発電時間: 約883hr
売電収入: 約6億円
- ◆主な成果
 - ✓ 発電機能を有する実規模の高速増殖原型炉として、純国産技術で設計・開発・製作・建設、40%出力の発電運転を実現。
 - ✓ 炉心・燃料、機器・システム、ナトリウム取扱等の設計・取扱技術に加え、大型機器製造技術等の多くの技術を開発。
 - ✓ 技術開発成果に基づき「高速増殖炉安全設計審査指針」、「高温構造設計指針」等の国の指針類の整備に寄与。



新型転換炉原型炉「ふげん」



- ◆軽水冷却(重水減速) MOX燃料炉心
- ◆電気出力: 16.5万kW(熱出力: 55.7万kW)
- ◆「ふげん」のあゆみ
 - 1970/11 設置許可
 - 1970/12 建設工事開始
 - 1978/3 初臨界
 - 1978/7 初送電
 - 1979/3 本格運転開始
 - 2003/3 運転終了
 - 2008/2 廃止措置計画認可
- ◆総発電電力量: 約219億kWh
総発電時間: 約13万7千hr
売電収入: 約2,065億円
- ◆主な成果
 - ✓ 国産技術により設計、建設し、約25年間の運転(設備利用率約62%)を通じ、技術的諸性能を実証。運転管理技術の高度化によりATR技術基盤を高度化。
 - ✓ MOX燃料772体を使用(運転終了時単一炉としては世界最多)、国内で初めて実規模レベルでの核燃料サイクルの環を完結。

「ふげん」廃止措置工程(全体)

- 現在は、「原子炉周辺設備解体撤去期間」へ移行し、大型機器等の解体撤去を進めています。
- 使用済燃料の搬出については、2027年度に搬出を開始し、2031年度に搬出を完了する計画です。
- 使用済燃料輸送容器は6基すべての製造が2025年12月に完了しました。また、製造が完了した輸送容器の一部は、2025年11月27日に「ふげん」及び東海再処理施設(茨城県東海村)に先行搬入しました。

▼現時点

年度	2008	2017	2018	2029	2030	2038	2040
廃止措置 の各期間	重水系・ヘリウム系等の 汚染の除去期間		原子炉周辺設備 解体撤去期間		原子炉本体 解体撤去期間		建屋解体 期間
主要工事							
			使用済燃料の搬出				
			原子炉冷却系統施設、計測制御系施設等の解体				
			核燃料物質取扱施設・貯蔵施設、重水・ヘリウム系等の解体				
			遠隔・自動化装置開発				
					原子炉本体の解体		
						管理区域解除	
							建屋解体

「ふげん」廃止措置・解体の状況

○原子炉周辺設備の解体撤去

- ・原子炉冷却系統等の機器・配管の解体撤去は完了(約1,050トン)
(2018年度～2022年度)
- ・大型機器等の解体撤去を実施中(約800トン)
(2022年度～2026年度)

[原子炉上部の狭隘箇所にて配管解体撤去を実施中]



原子炉再循環ポンプの解体撤去
(解体中)



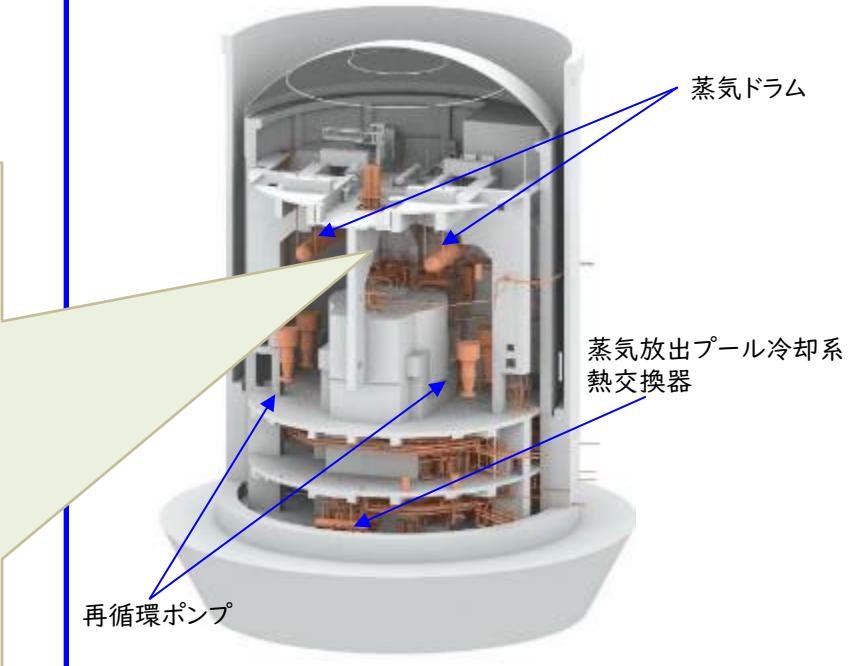
He連通弁廻りの解体撤去
(解体中)



原子炉建屋地下1階の解体撤去
(解体中)

原子炉建屋内の大型機器等の解体撤去

:主な大型機器解体撤去対象



○解体廃棄物の保管及びクリアランス

- ・解体撤去後のスペースを活用して、解体撤去物の保管、除染、クリアランス作業を実施中



解体撤去物の保管エリア



クリアランス測定

国内におけるクリアランス物の再利用実績

- 26都道府県で約6,800個のクリアランス物の再利用を実施（令和7年8月時点）。廃炉等に伴って生じる廃棄物のうち、クリアランス物の利用拡大については、廃止措置の円滑化及び資源の有効活用の観点から不可欠。

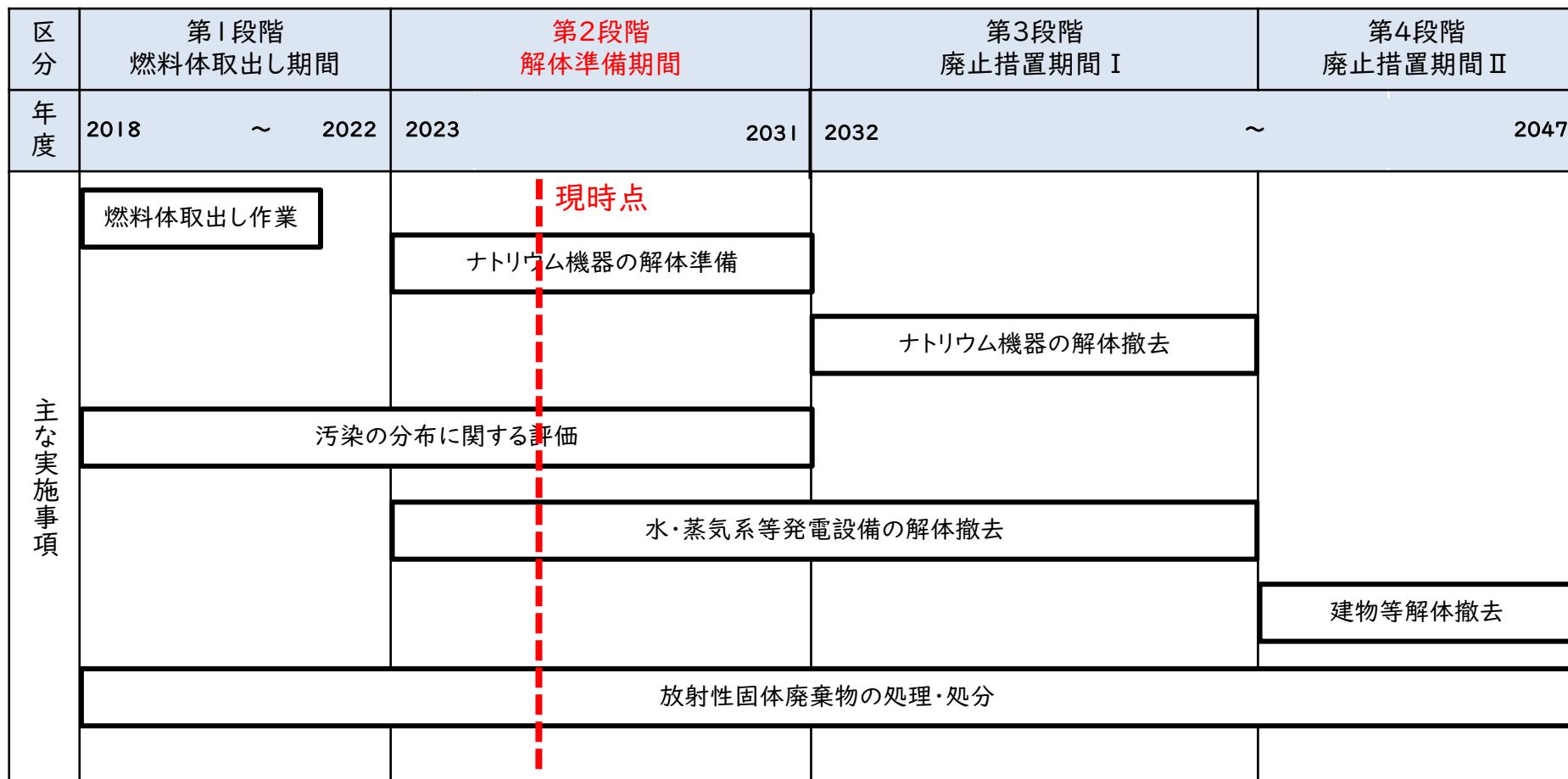


出典: 資源エネルギー庁の取組状況について (令和7年11月25日 資源エネルギー庁)

※「クリアランス制度」とは、放射性廃棄物のうち、放射能濃度が低く人体への影響がほとんどないものについて、国の認可・確認を得て、一般の産業廃棄物として再利用又は処分できる制度。1年に1人当たりが受けける自然放射線（世界平均）が2・4ミリシーベルトであるのに対し、クリアランス制度の基準値は0・01ミリシーベルト以下とされています。

「もんじゅ」廃止措置工程(全体)

- 廃止措置の全体工程(30年間)を4段階に区分し、段階的に進めています。
- 2023年度から第2段階「解体準備期間」に移行しており、主にしゃへい体等の取出し作業や、水・蒸気系等発電設備の解体等を進めています。
- ナトリウムについては、2028年度から2031年度にかけて英国に搬出する計画としています。



(令和5年2月3日変更認可)

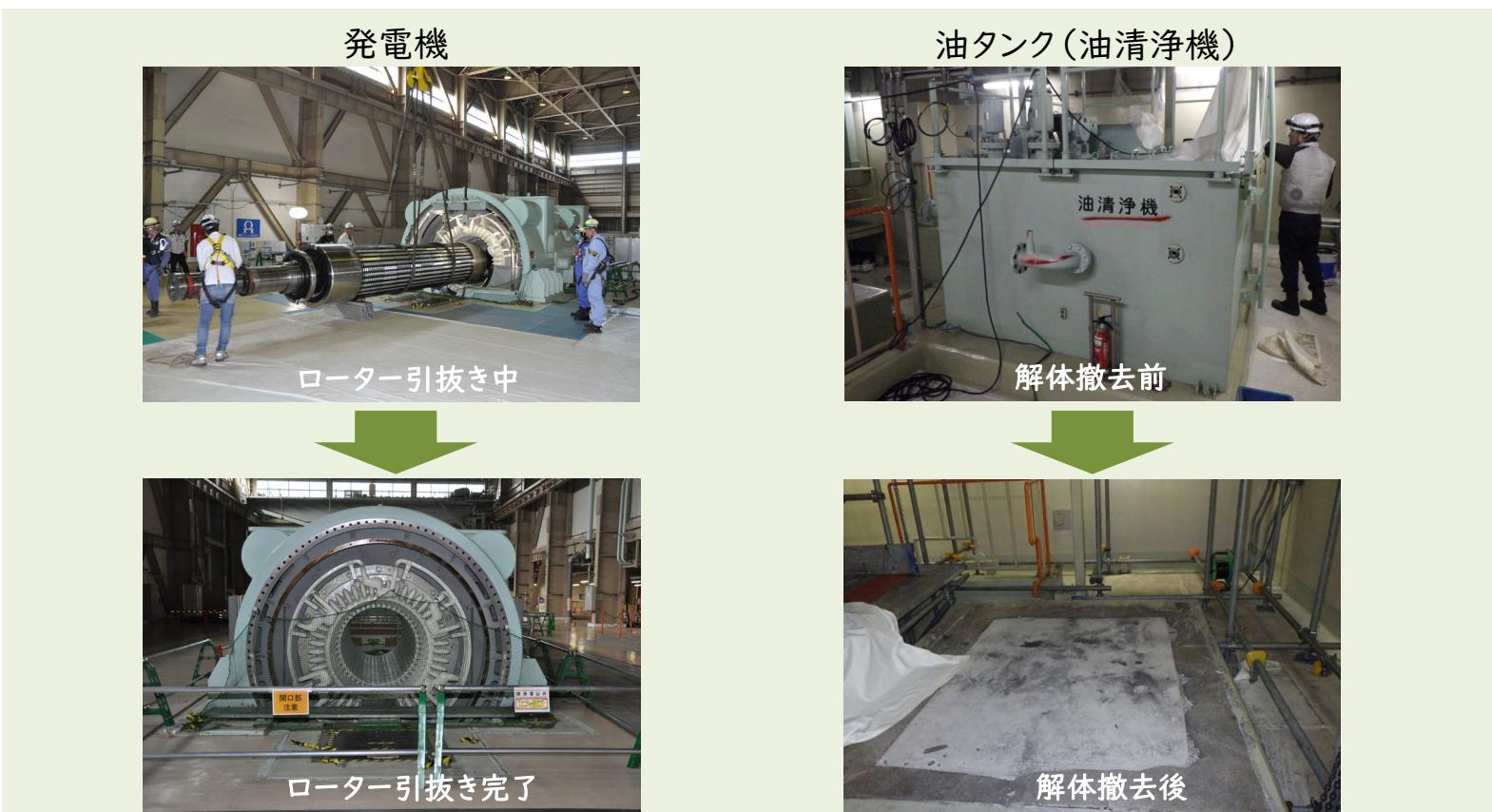
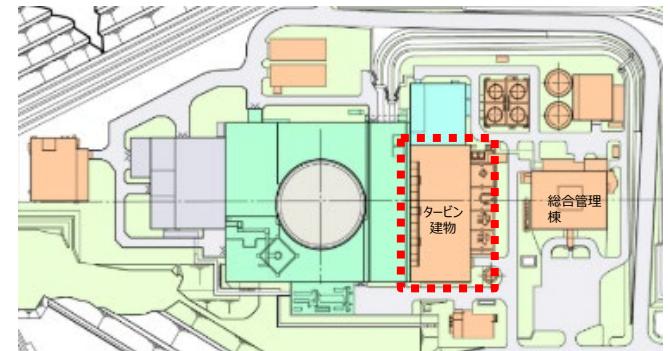
「もんじゅ」水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業

- 2023年7月からタービン建物3階以下に設置されているタービン発電機、復水器、給水加熱器等の解体撤去を進めており、2026年度の完了に向けて順調に進捗しています。

※解体する設備が設置されている場所は非管理区域で、解体撤去物は全て放射化していない廃棄物（一般産業廃棄物）です。解体撤去物のうち、金属は資源として有効活用されることになります。

- 2025年度に解体撤去を行う主要機器として、現在、発電機、油タンク（高圧油ユニット等）、循環水管他の機器の解体を進めています。

※解体撤去の一例：下の写真参照



「もんじゅ」ナトリウム搬出に向けた取組み

- 搬出可能な全てのナトリウムを 2028年度から2031年度にかけて英国に搬出する計画としています。
(英國事業者^{*}に有価物として搬出することとし、2021年12月21日に原子力機構と英國事業者の間で覚書を締結)

^{*}I:CAVENDISH NUCLEAR LIMITED(キャベンディッシュ社)、JACOBS CLEAN ENERGY LIMITED(ジェイコブス社)

【もんじゅナトリウムの英國処理に関する枠組み契約】

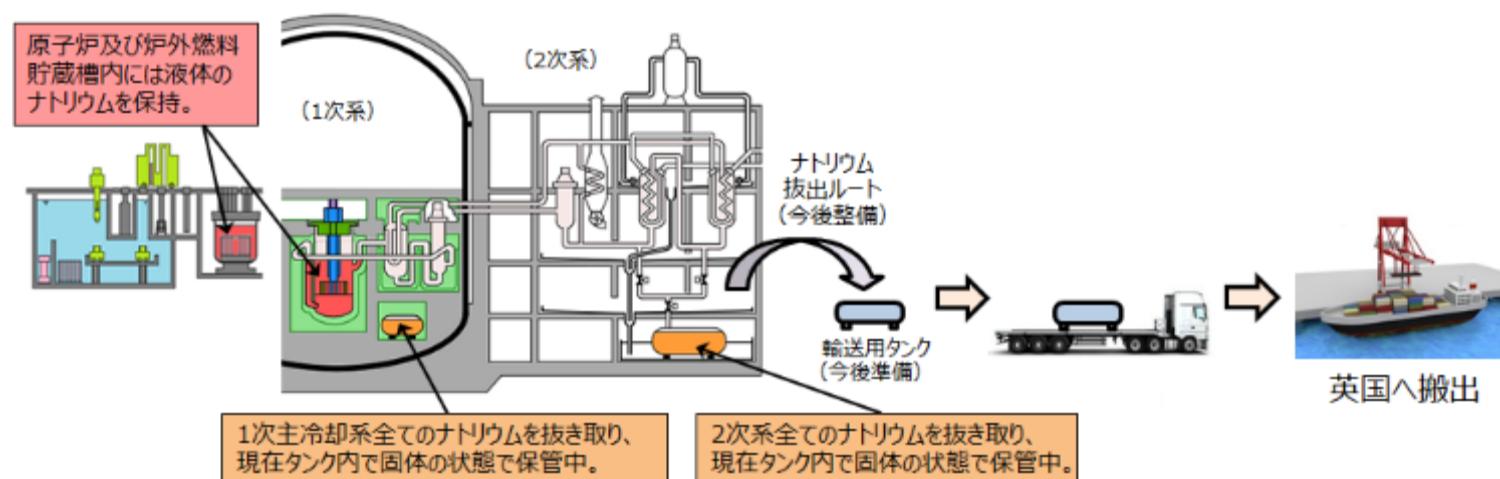
- 2023年4月28日、英國キャベンディッシュ社(CN社)との間で「もんじゅナトリウムの英國処理に関する枠組み契約」を締結。全体で約10年にわたる計画に共通する全体工程や各事業者の責任と義務などについて合意。

【枠組み契約に基づく個別契約】

- 2023年7月21日、同社と最初の個別契約を締結。約2年にわたりナトリウム処理に必要な施設・設備の設計や設置に向けた立地場所の選定、関連する許認可の対応等を実施。
- 2025年9月19日、同社と2段階目となる個別契約を締結。約3年にわたり英國におけるナトリウム処理準備として、施設建設に係る英国内での許認可手続き及び建設、試運転までを実施。



2023年4月28日もんじゅナトリウムの英國処理に係る枠組み契約締結時（左：CN社ゴーノール社長、右：JAEA理事長小口）



「もんじゅ」冷却告示発出に伴う防災業務計画の修正について

- 2025年5月19日、「もんじゅ」は原子力規制委員会より「冷却告示」の指定を受けました。
- これは、「もんじゅ」の使用済燃料集合体が十分な期間冷却され、万が一燃料池の水が喪失した場合でも、燃料被覆管が破損せず燃料体が健全な状態で問題ないことや、周辺環境への放射線被ばくの影響が小さいこと等が確認できたとして指定されたものです。
- 「もんじゅ」の指定を受け、すでに冷却告示指定を受けている「ふげん」を含め、原子力事業者防災業務計画の修正を行い、UPZ(緊急防護措置を準備する区域)の縮小(30kmから5km)、EAL(緊急時活動レベル)の変更などを反映するため、関係自治体との協議を経て、2025年10月10日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

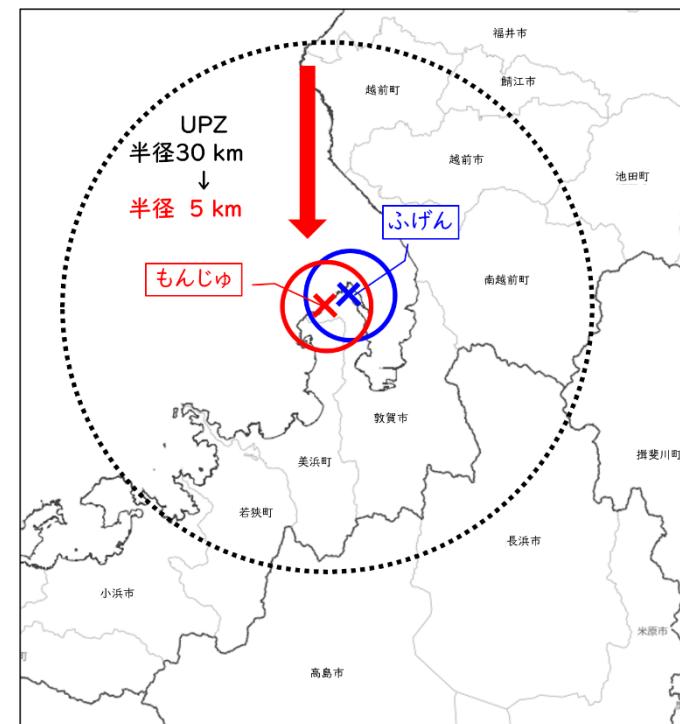
<冷却告示による変更点>

- (1) もんじゅの原子力災害対策重点区域の変更
→ PAZ※1がなくなり、半径5kmのUPZ※2のみとなる。
- (2) 緊急時活動レベル(EAL)※3の変更
→ 使用済燃料貯蔵槽の水位に係るEALが除外され、放射線量・放射性物質に係るEAL等に限定される。

※1 PAZ :予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)
原子力災害時に、放射性物質が放出される前の段階から予防的に住民等の避難等を開始する区域。

※2 UPZ :緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone)
原子力災害時に、住民等の避難、屋内退避等が迅速に行えるように準備する区域。

※3 EAL :緊急時活動レベル (Emergency Action Level)
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するよう事前に定めた判断基準。
原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。
EALは原子力事業者防災業務計画に定められている。



重点区域	冷却告示前	冷却告示後
もんじゅから半径5km圏	PAZ	UPZ
もんじゅから半径30km圏	UPZ	-

參考資料

原子力機構の研究開発拠点

職員数 約3,100名

※上記拠点以外に本部等の人数を含む
※人数は2025年4月1日現在

敦賀地区



副理事長
敦賀事業本部長
林 孝浩



もんじゅ



ふげん

人形崎地区

ウラン濃縮関連施設の
廃止措置を実施

播磨地区

放射光を用いた研究を実施

東濃地区

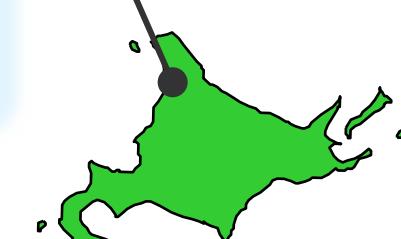
地層処分技術の信頼性向上の
ための研究開発を実施

理事長
小口 正範



幌延地区

高レベル放射性廃棄物処分技術に関する
研究開発(堆積岩系対象)を実施



青森地区

原子炉施設の廃止措置

東京・柏地区

計算科学研究等を実施

福島地区

東京電力(株)福島
第一原子力発電所
事故関連の対応業
務を実施

楓葉遠隔技術開発センター



大熊分析・研究センター



福島第一原子力発電所事故によって発生
した放射性廃棄物や燃料デブリの性状等
を把握するための分析や研究を実施

東海地区

安全研究、原子力基礎・基盤研究の推進、中性子利用研究の推進、高レベル放射性
廃棄物処分技術に関する研究開発、FBR燃料加工開発、軽水炉再処理技術開発、
原子力研修や防災研修を実施

核燃料サイクル工学研究所



原子力科学研究所及びJ-PARC

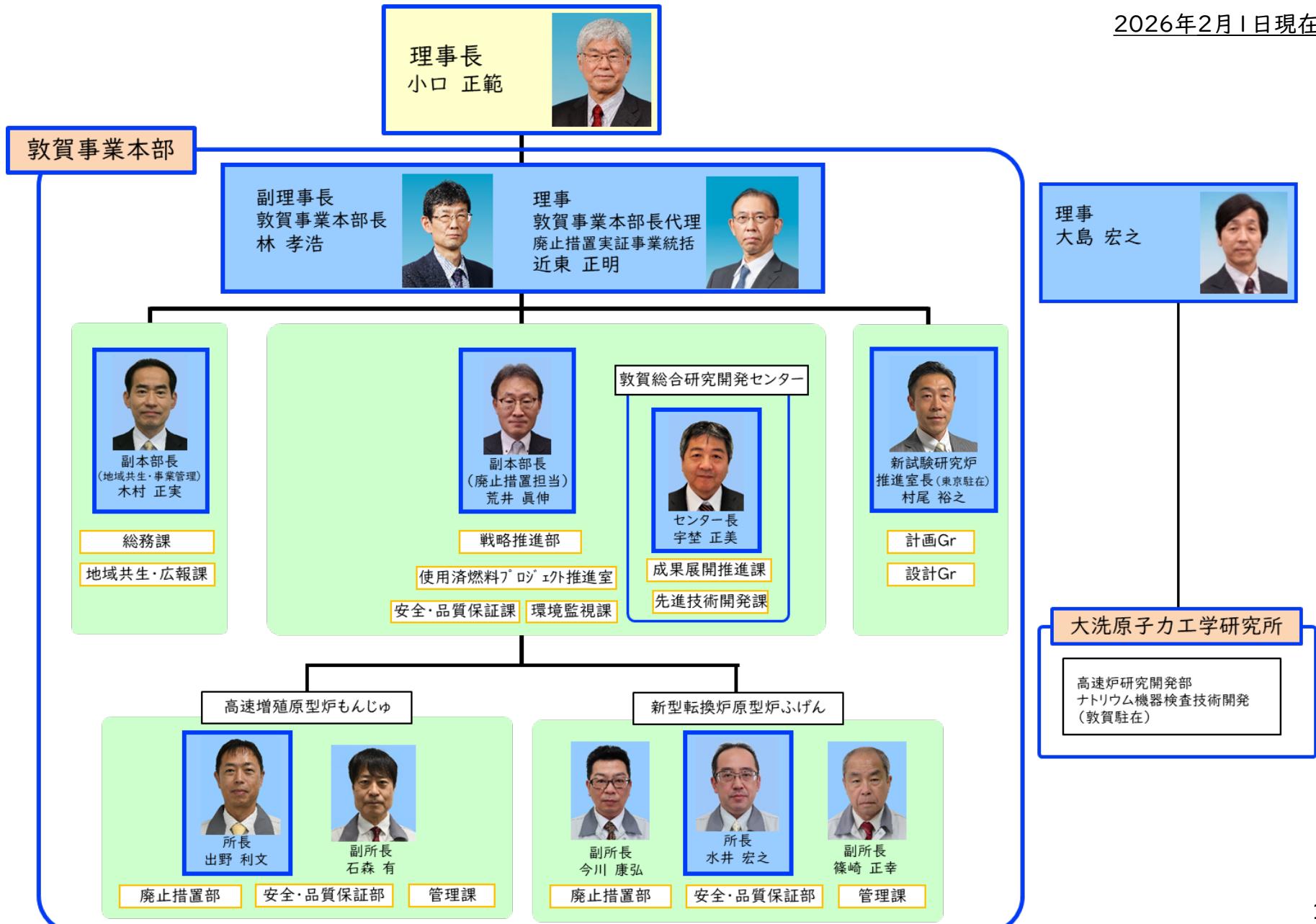


大洗地区

常陽や照射後試験施設等によるFBR
サイクル技術開発、HTTR等による核熱
利用研究等を実施

敦賀拠点における組織

2026年2月1日現在



「ふげん」の主な経緯

- 2003年 3月 約25年間の運転を終了
- 2006年11月 廃止措置計画認可申請
- 2008年 2月 廃止措置計画認可
- 2018年 8月 クリアランス測定・評価方法認可(県内初)
- 2018年10月 使用済燃料搬出に向けた準備契約締結(地元自治体に報告)
- 2021年 5月 廃止措置計画変更認可(品質管理に必要な体制の整備等)
- 2022年 2月 廃止措置計画変更認可(セメント混練固化装置の仕様反映等)
- 2022年11月 廃止措置計画変更認可(性能維持施設に係る記載の追加及び運用の変更)
廃止措置計画変更届(工程変更)
- 2024年 1月 原子炉設置変更許可(使用済燃料の処分方法の記載変更)
- 2024年 2月 廃止措置計画変更届(使用済燃料の搬出計画の変更)
- 2025年 2月 廃止措置計画変更認可(予備電源装置の設置等)
- 2025年 7月 クリアランス確認証受領(第7回)

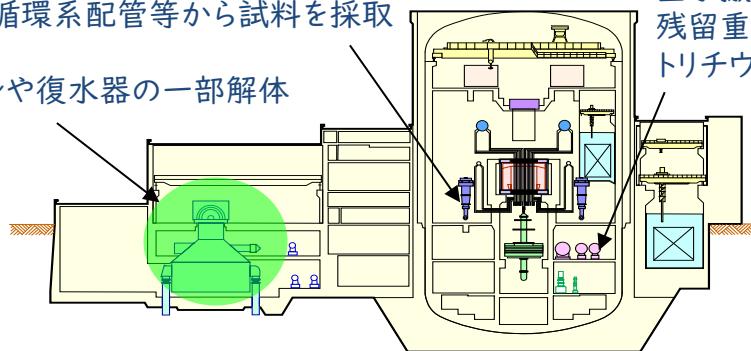
「ふげん」廃止措置計画の概要

①重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間

再循環系配管等から試料を採取

タービンや復水器の一部解体

重水搬出、
残留重水回収、
トリチウム除去



工事内容
比較的線量が低い区域で、復水器、タービンの一部設備等の解体撤去及び汚染の除去作業

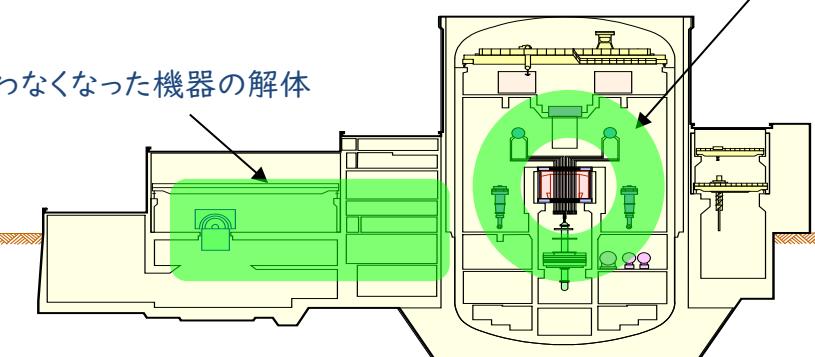
安全対策

- ・作業員の被ばく低減
- ・現場の状況等に応じた解体技術導入
- ・アスベスト対策の徹底
- ・労働災害の発生防止

②原子炉周辺設備解体撤去期間(現在)

原子炉の周辺機器解体

使わなくなった機器の解体



工事内容
比較的線量が低い区域で、原子炉の周辺機器やタービン、発電機等の解体撤去及び汚染の除去作業

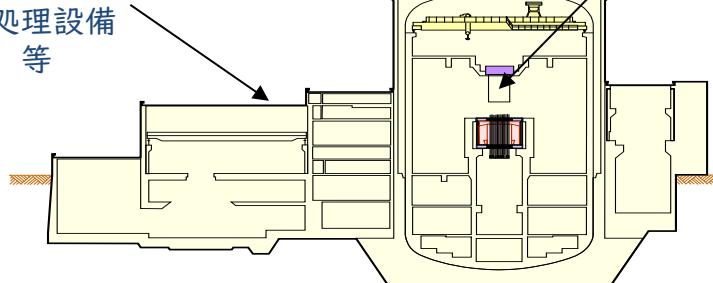
安全対策

- ・作業員の被ばく低減
- ・現場の状況等に応じた解体技術導入
- ・アスベスト対策の徹底
- ・労働災害の発生防止

③原子炉本体解体撤去期間

原子炉本体領域の解体後に解体
・廃棄物処理設備
・換気系 等

原子炉本体の解体



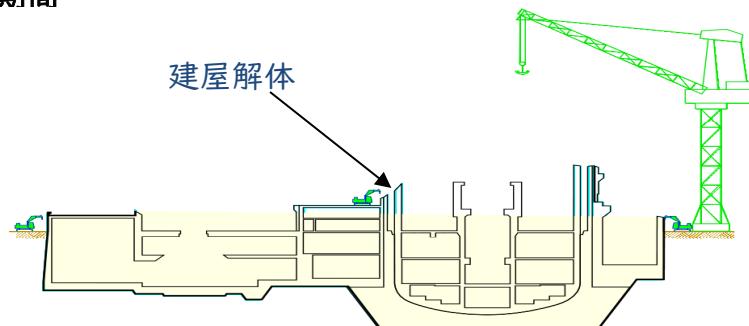
工事内容
比較的線量が高い区域内において、原子炉本体領域を解体撤去

安全対策

- ・高線量区域における作業員の過剰な被ばくの防止
- ・放射能レベルが高い解体廃棄物の発生量低減、拡散防止
- ・労働災害の発生防止

④建屋解体期間

建屋解体



工事内容
管理区域の解除後、建屋等を解体撤去

安全対策

- ・解体に伴い発生する粉じん等の発生量低減、拡散防止
- ・労働災害の発生防止（クレーンを使った重量物運搬作業に伴う玉掛けや落下、挟まれ防止等）

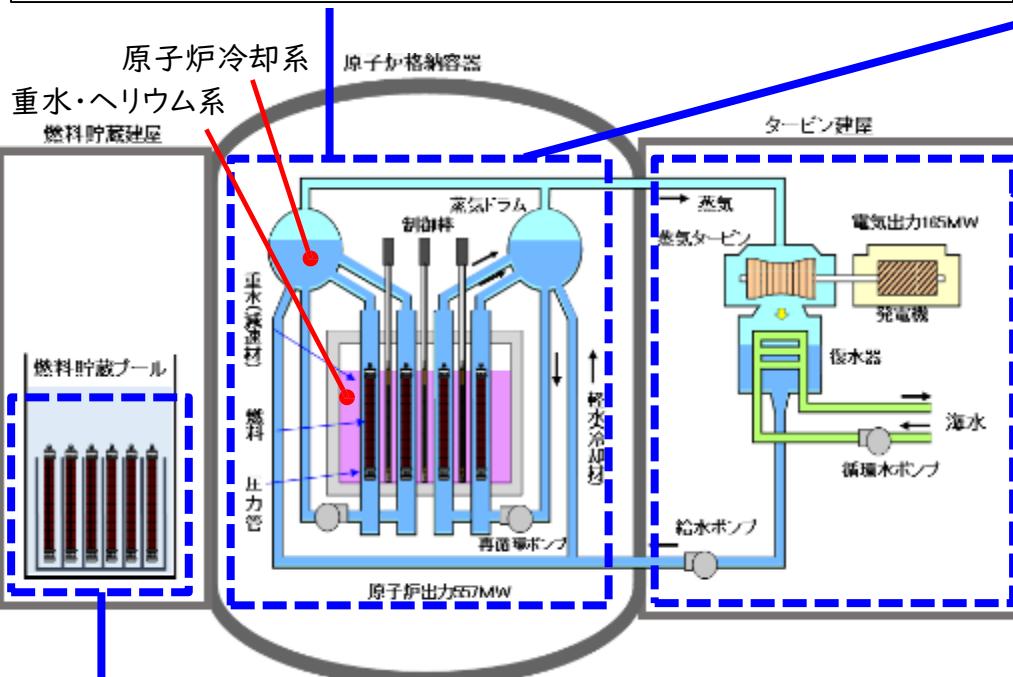
「ふげん」廃止措置の状況(全体概要)

○廃止措置の状況

➢ 「ふげん」は2003年3月に約25年間の運転を終了しました。2008年2月に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置を進めています。

■原子炉冷却系統の除染等

- 2003年度:原子炉冷却系統の化学除染
- 2003~2014年度:重水(減速材)の回収と施設外搬出(約270トン)
- 2008~2017年度:重水系・ヘリウム系統のトリチウム除去



■使用済燃料

- 燃料貯蔵プールに466体を保管中
- 2027年度からの使用済燃料の搬出に向けて準備中

■原子炉周辺設備の解体撤去

- 2019~2020年度:Aループ側設備等を解体撤去
- 2020~2022年度:Bループ側設備等の解体撤去
- 2022~2026年度:大型機器等の解体撤去(実施中)

■原子炉補助建屋内設備の解体撤去

- 重水系・ヘリウム系等の機器等の解体撤去(2024年8月~)

■廃止措置のために導入する装置の設置

- セメント混練固化装置の設置(2024年2月~)
- 予備電源装置の設置(2025年8月~)

■廃棄物処理等の推進

- 解体撤去物のクリアランス測定(2018年12月~)
確認証受領:合計約722トン(2025年8月現在)

■原子炉本体解体に向けた取組

- 炉外での水中解体モックアップ試験
- 原子炉領域解体に向けた遠隔・自動化装置の技術開発(実施中)
遠隔・自動化装置の詳細設計(2025年度)
解体用プールに係る基本設計(2023年度~)

■廃止措置計画等の変更

- 使用済燃料搬出計画の見直し(工程延伸)に係る届出(2024年2月16日)
- 予備電源装置設置等に伴う廃止措置計画、保安規定の変更
(2025年2月28日変更認可)

○使用済燃料の搬出

- 2022年6月24日に、仏国オラノ・リサイクル社と、保管中の使用済燃料(466体)の仏国への輸送と再処理の履行契約を締結しました。
- 再処理により回収されるプルトニウムは、平和的利用のみに供することを前提に日本以外の第三者が使用するために仏国オラノ・リサイクル社へ移転する予定です。
- 使用済燃料輸送容器は6基すべての製造が2025年12月に完了しました。また、製造が完了した輸送容器の一部は、2025年11月27日に「ふげん」及び東海再処理施設(茨城県東海村)に先行搬入しました。

「ふげん」クリアランス金属の再利用までの流れ

国の確認を終えた「ふげん」のクリアランス（以下「CL」という）金属は溶融し製作物に加工して、クリアランス制度の社会定着に向けた理解促進を目的に、福井県内各所に設置・展示しています。

再利用までの流れ



測定・評価



保管管理
(搬出待ち)



加工

再利用

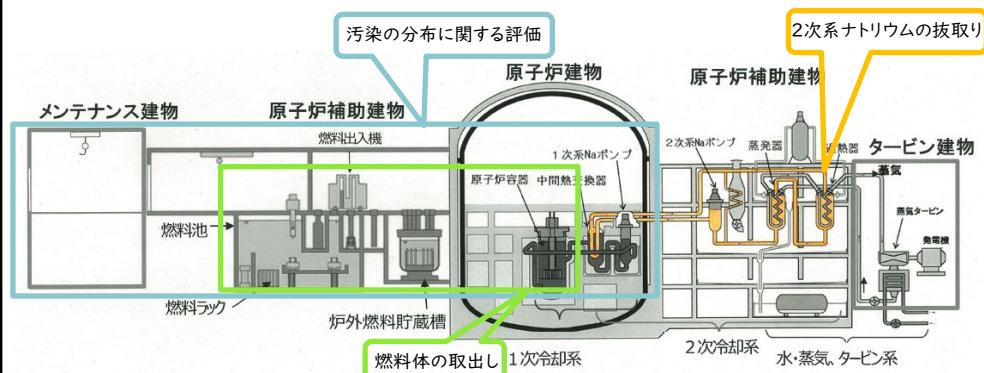


「もんじゅ」の主な経緯

- 2016年12月 原子力関係閣僚会議において、「高速炉開発の方針」及び「『もんじゅ』の取扱いに関する政府方針」を決定
- 2017年 6月 政府が「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」を決定、機構が「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」を文部科学大臣に提出
- 2017年12月 廃止措置計画認可申請
- 2018年 3月 廃止措置計画認可
- 2019年12月 廃止措置計画変更認可（性能維持施設の維持期間の変更等）
 廃止措置計画変更届（工程変更）
- 2020年 5月 廃止措置計画変更認可（模擬燃料体の部分装荷）
- 2020年 6月 廃止措置計画変更届（工程(体数)変更）
- 2021年 3月 廃止措置計画変更認可（品質管理に必要な体制の整備等）
 廃止措置計画変更届（濃縮廃液等のセメント固化装置の整備計画の見直し）
- 2021年 8月 廃止措置計画変更届（工程変更）
- 2023年 2月 廃止措置計画変更認可（第2段階前半の実施内容等）
- 2025年 3月 廃止措置計画変更認可（非放射性ナトリウムの搬出方法の具体化等）

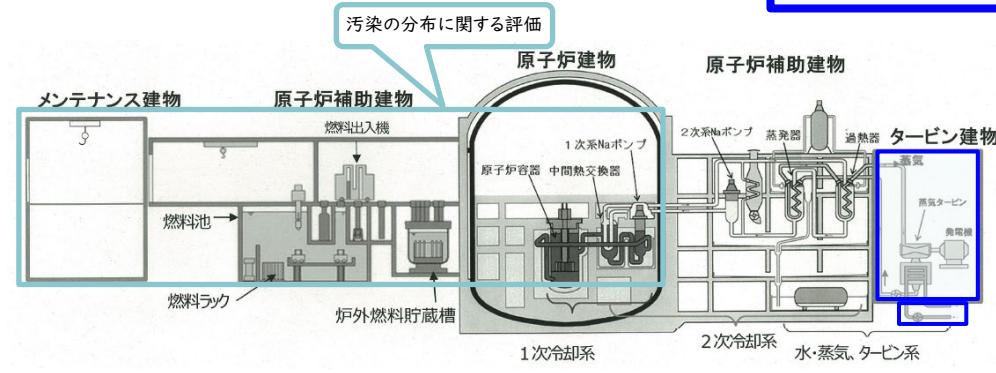
「もんじゅ」廃止措置計画の概要

第1段階(燃料取り出し期間)



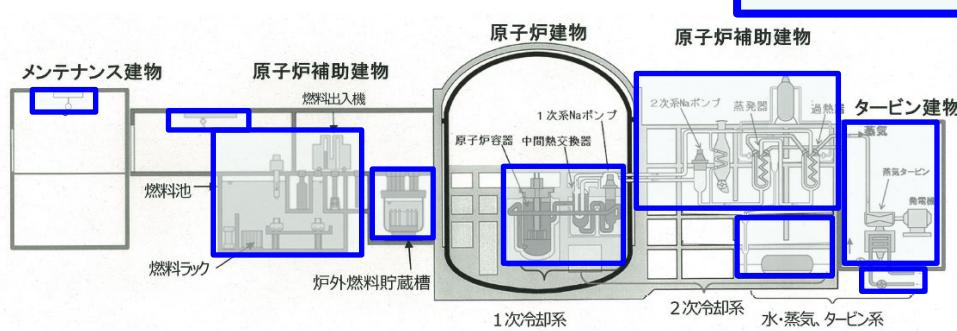
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 燃料体の取出し(→燃料池) 2次系ナトリウムの抜取り(一時保管用タンクの設置を含む) 汚染の分布に関する評価
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウムの飛散防止 燃料取り出し作業者の教育・訓練 防護具着用による被ばく低減策等

第2段階(解体準備期間)



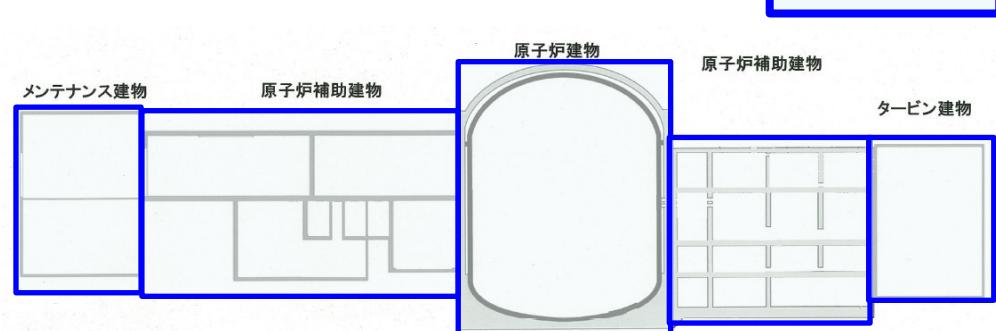
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウム機器の解体準備 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 汚染の分布に関する評価(継続)
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウムの飛散防止 汚染防止囲い等の活用による粉じんの飛散防止 防護具着用による被ばく低減策等

第3段階(廃止措置期間Ⅰ)



工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウム機器の解体 水・蒸気系等発電設備の解体撤去(継続)
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウムの飛散防止 遮蔽の設置、遠隔操作、防護具着用等による被ばく低減策等

第4段階(廃止措置期間Ⅱ)



工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の解除 建物等解体撤去
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 汚染防止囲い等の活用による粉じんの飛散防止等

「もんじゅ」廃止措置計画(第2段階)の主な内容

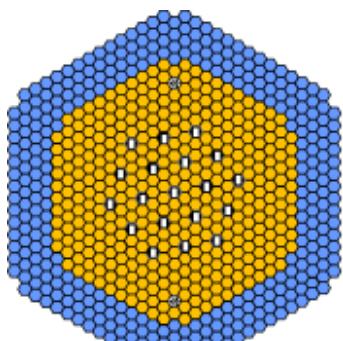
- ナトリウムの搬出を2028年度から2031年度に行う。
- ナトリウム機器の解体準備として「しゃへい体等取出し作業」を実施:2023年6月2日開始
- 水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業を実施:2023年7月3日開始
- 非放射性ナトリウムの搬出方法の具体化等の変更認可:2025年3月18日

年 度		第2段階 解体準備期間								
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第2段階 における 主な作 業等	ナトリウム 機器の解 体準備	①しゃへい体等取出し作業								
		②ナトリウムの搬出								
		③2次メンテナンス冷却系の 解体撤去								
		④水・蒸気系等発電設備の解体撤去								
		⑤汚染の分布に関する評価								

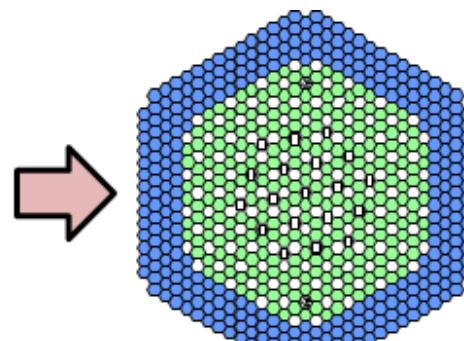
本年3月27日に発生した
「はなし」操作不可事象の
影響による半年程度の遅延
(20ページ)
11月3日に発生した今回事象
の影響による更なる半年程度
の遅延
(21~22ページ)

「もんじゅ」しゃへい体等取出し作業

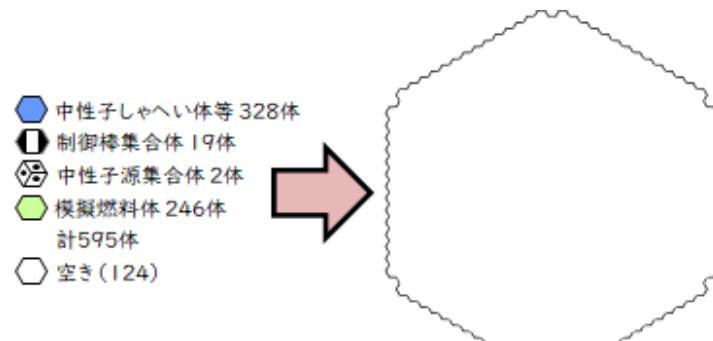
- 原子炉及び炉外燃料貯蔵槽に残るしゃへい体等(計599体)について、燃料体の取出し作業で実績のある燃料交換設備等を使い、燃料池へ移送します。(2023年6月2日開始)
- 2025年1月までに累計205体の処理が完了しています。



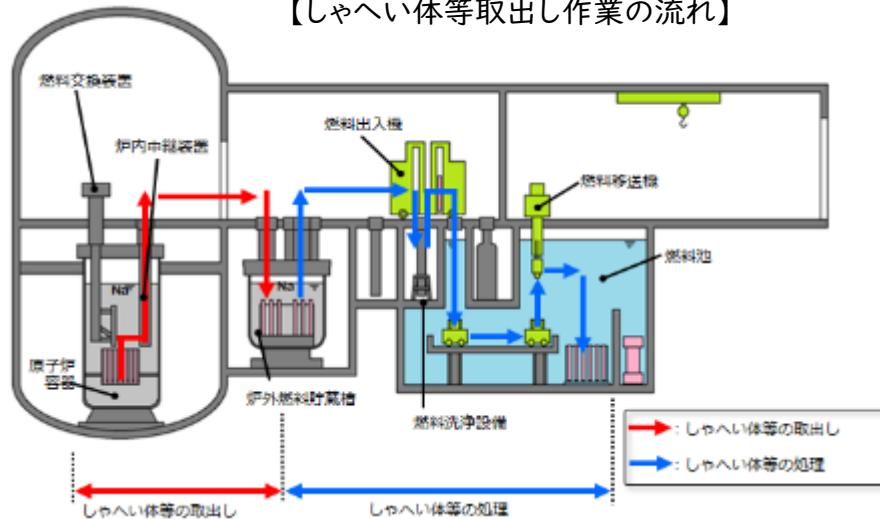
第1段階開始時炉心配置図



第2段階開始時炉心配置図



しゃへい体等取出し完了時炉心配置図



【しゃへい体等取出し作業の流れ】

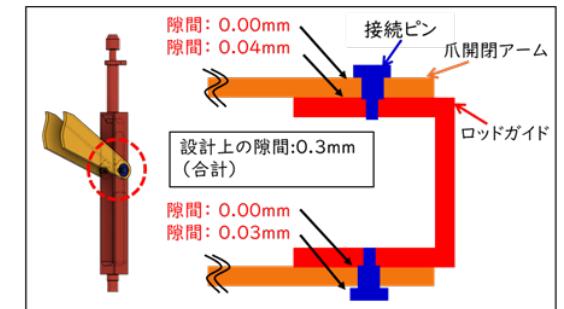
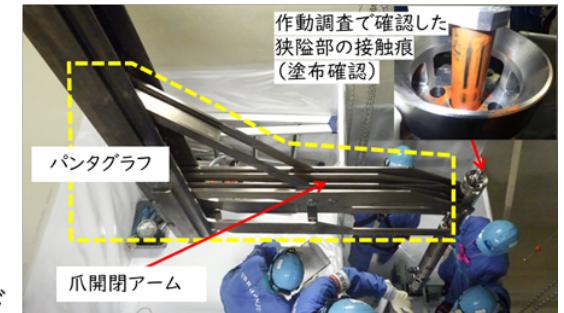
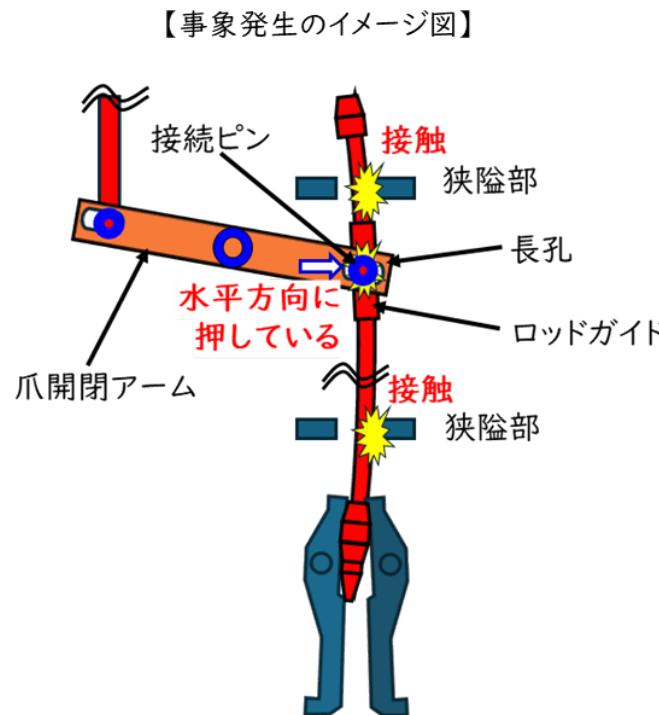
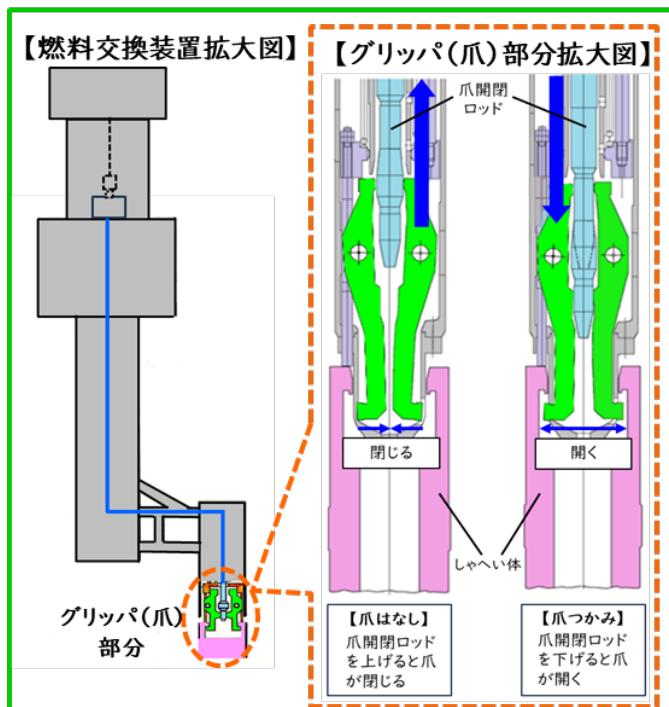
【しゃへい体等取出し作業状況】

	原子炉	炉外燃料貯蔵槽	燃料池
第1段階 終了時	595体	4体	0体
令和7年 12月31日 時点	393体	1体*	205体

*:次回のしゃへい体等取出し前に行う定期事業者検査で使用するため1体残している。

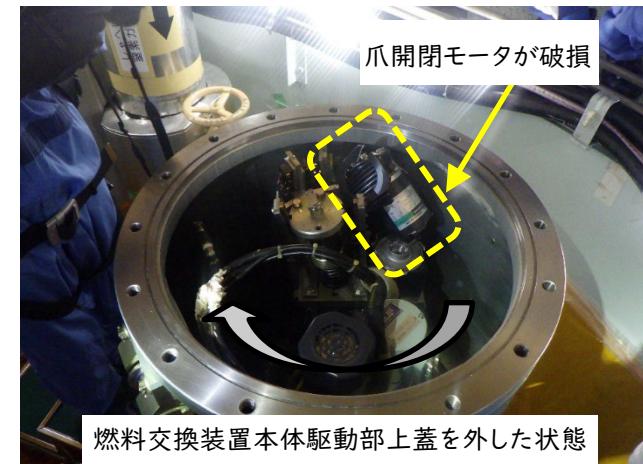
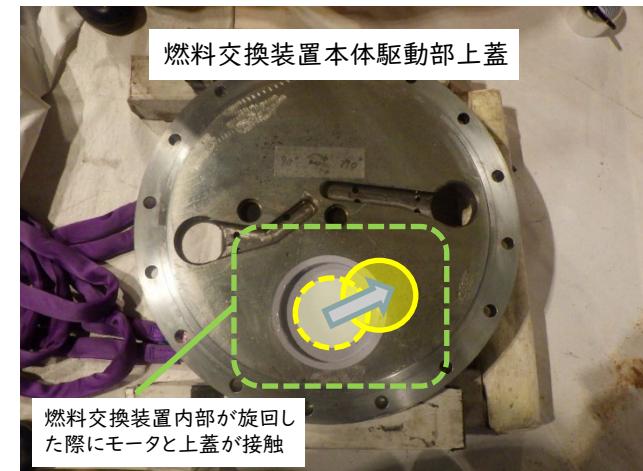
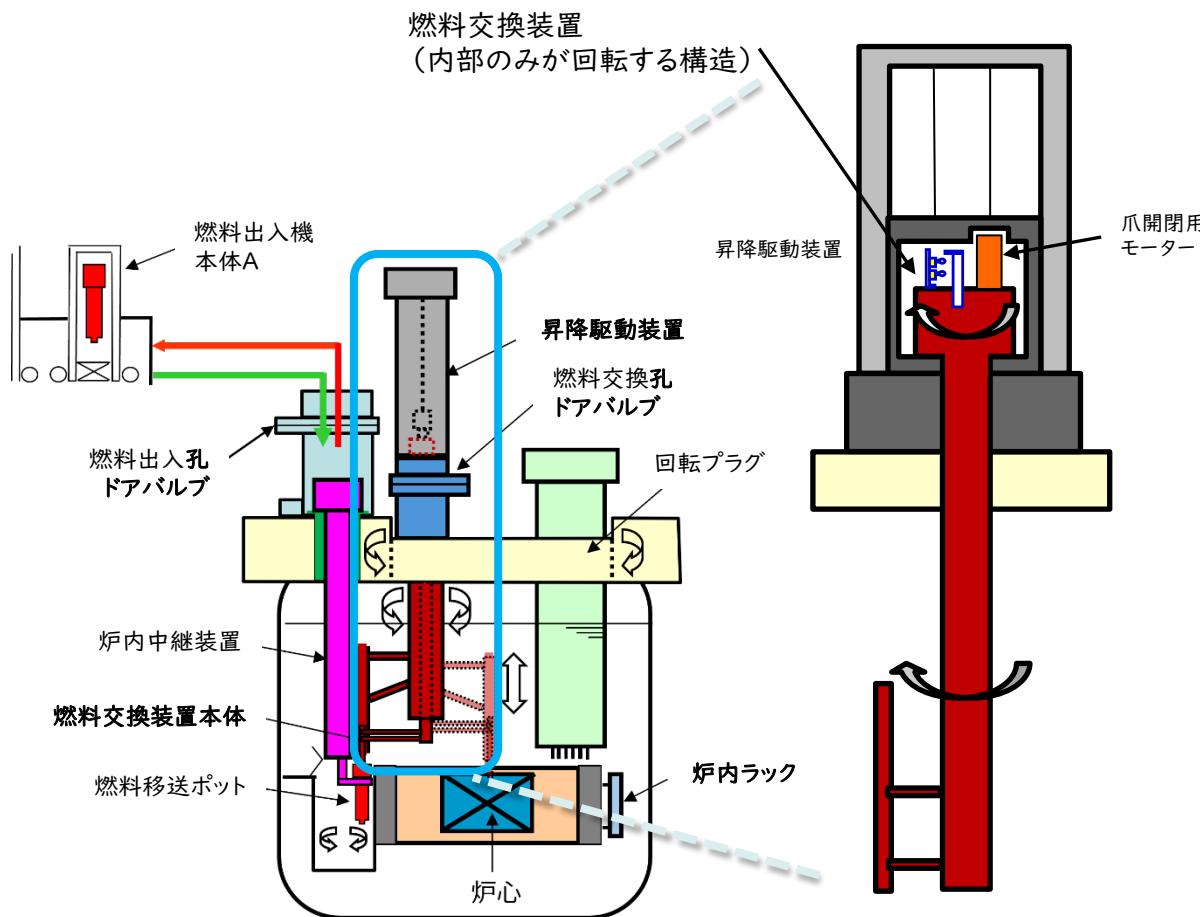
「もんじゅ」しゃへい体等取出し作業の状況(1/3)

- 2025年3月27日、定期事業者検査の検査対象機器である燃料交換装置の動作確認として、原子炉内のしゃへい体を燃料交換装置のグリッパで「つかむ・はなす」操作を行った際、グリッパの「はなす」動作に係る荷重が大きいことを検知して、動作が途中で自動停止しました。
- 分解調査の結果、ロッドガイドと爪開閉アームの接続部に摺動傷（表面の荒れ）を確認しました。また、爪開閉アームとロッドガイドの接続部の接続ピンの締め込み量が多く、隙間が狭くなっていることを確認しました。
- 当該事象の原因を踏まえた部品交換等の再発防止対策は完了し、必要な作動試験や定期事業者検査を経た上で11月頃の作業開始を目指していました。



「もんじゅ」しゃへい体等取出し作業の状況(2/3)

- 11月3日、しゃへい体等取出し作業の開始に向けた準備作業として、燃料交換装置を旋回する試験(しゃへい体はつかんでいない状態)を実施していた際に、当該装置の制御回路のヒューズが断線し、警報が発報。
- その後、燃料交換装置の内部を確認した結果、装置内部に取り付けた新しい型式の爪開閉モータの破損を確認。
- 当該モータは従来品より長尺のため、燃料交換装置本体駆動部上蓋の内面を削った上で設置しており、モータを含む装置内部のみが回転した際に、モータと上蓋が接触。モータの選定及び設置時に装置内部のみが回転することを考慮した対応がなされていなかったことが原因と判明。



(1) 発注者として当該事象を未然に防ぐことができなかつた要因

- 今回の事象の直接の要因であるモータ交換は、本年3月27日に発生した燃料交換装置の作動試験中、しゃへい体を離すことができなくなる事象が確認された際、メーカーによる点検作業の一環として、モータ出力上昇の改善提案を受けて実施。
- 点検作業の一環として実施する改良行為は、所内ルール上、機構として、設計等の詳細な検討まで行う必要がなかつた。

(2) 当該事象を踏まえた発注者としての今後の再発防止策

- 点検作業の一環として設備の改良を行う場合においても、通常の設備改造に準じ、設計等を確認することを所内ルールに追加。
- また、この点検作業を含めた今回の定期事業者検査における対象機器全てにおいて、設備改造の有無を調査し、該当がある場合には設計上の問題がないかを確認する。
- 加えて、廃止措置計画第2段階の準備作業期間以降において、点検作業後に運転実績がない設備に対しても、設計上の問題の有無を確認する。

<冷却告示の手続きの流れ>

①原子力事業者が原子力規制庁へ説明 → ②原子力規制庁内で手続き → ③官報の交付

使用済燃料(照射済燃料集合体)に係る

以下の評価結果を説明

・「燃料体の健全性評価」

・「未臨界性の評価」

・「周辺公衆への放射線被ばくの影響評価」

24ページ参照

【原子力災害対策指針より抜粋】

第2 原子力災害事前対策

(3) 原子力災害対策重点区域

(口) 緊急防護措置を準備する区域

【中略】

ただし、炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目標とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号の表へ及びチ並びに第14条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第14号)において定められている。



平成27年 原子力規制委員会告示第14号

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号の表へ及びチ並びに第14条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示

6

○原子力規制委員会告示第四号

原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号)第二条の二並びに原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年経済産業省文部科学省令第二号)第七条第一号の表子及び第十四条の表子の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十九日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(一部改正)

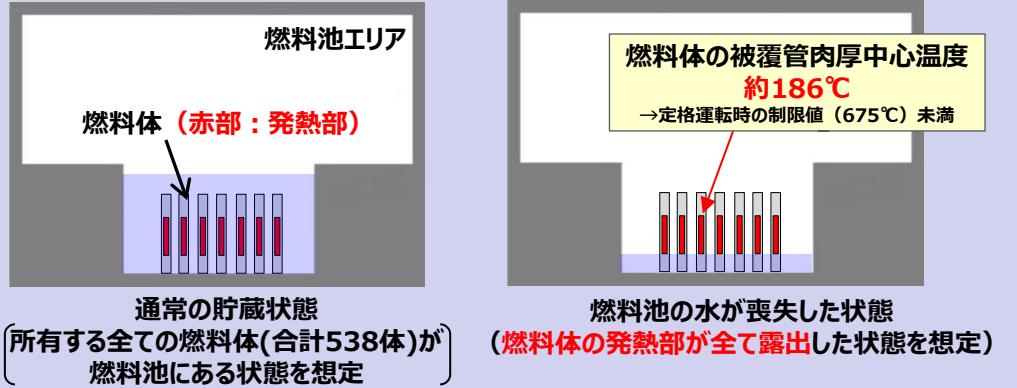
(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示(平成二十七年十一月原子力規制委員会告示第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

令和7年5月19日 月曜日 官報 第1466号			
	改	正	後
第三条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。			
一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん 二 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ			
第二条 通報事象等規則第七条第一号の表子及び第十四条の表子の照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんにおける原子炉の運転等のための施設とする。			
(新設)			

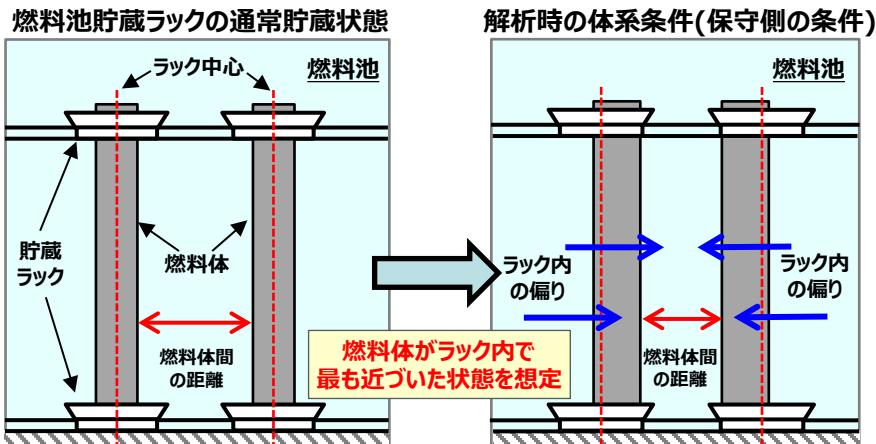
①燃料体の健全性評価

燃料池の水が喪失した場合においても、燃料被覆管が破損せず、燃料体の健全性に問題がないことを確認した



②未臨界性の評価

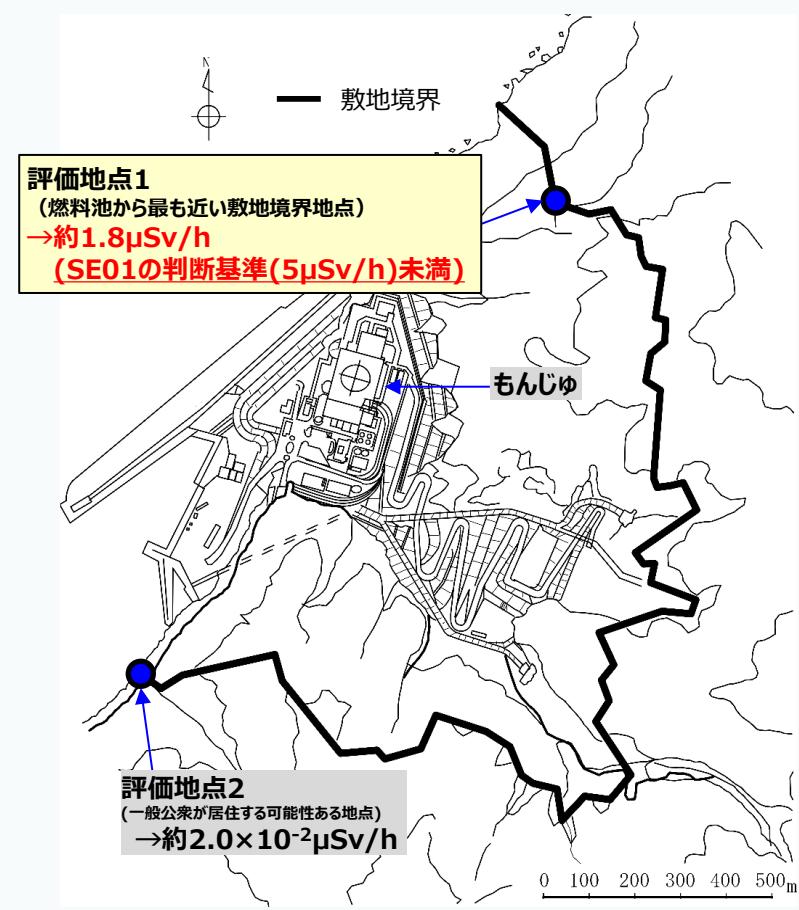
燃料体がラック内で偏る等の解析条件を保守側に設定した場合においても、未臨界を維持できることを確認した。



③周辺公衆への放射線被ばくの影響評価

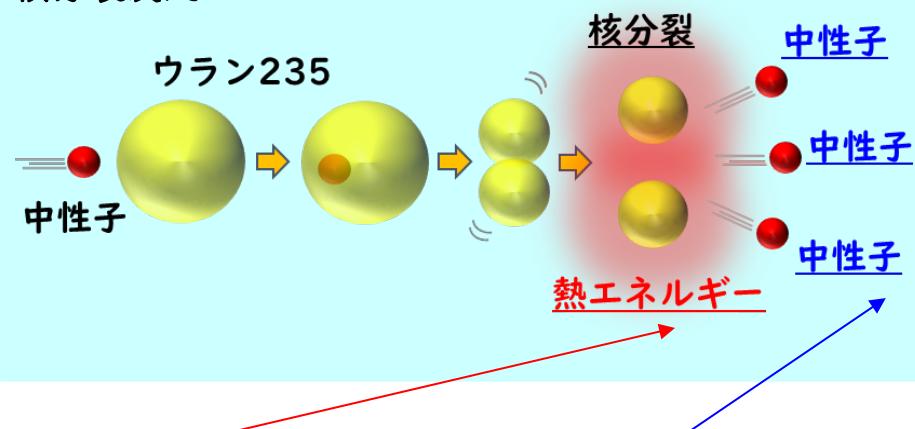
燃料池の水が喪失した場合においても、周辺公衆への放射線被ばくの影響が小さいことを確認した。

→燃料池に最も近い敷地境界上の地点においても SE01の判断基準($5\mu\text{Sv}/\text{h}$)未満となる。



試験研究炉とは

核分裂反応



核分裂により発生する熱エネルギーを用いて発電を行う原子炉

⇒ 「**発電用原子炉**」
(もんじゅ、ふげんを含む)

発生する中性子を用いた様々な研究開発や、実習等による人材育成を行う原子炉や臨界実験装置

⇒ 「**試験研究炉**」
・中性子を利用した研究開発及び教育を利用目的とし、利用目的に適した中性子を発生させるよう設計されている

発電用原子炉と試験研究炉の違い

	発電用原子炉	試験研究炉
目的	・発電	・中性子を活用した研究開発 ・人材育成
設置者	・電力会社	・大学 ・研究開発機関(JAEA) ・(産業界(メーカー))
規模	・電気出力 118万 kW 熱出力 342万 kW (大飯3・4号機)	・熱出力: KUR(京都大学) 0.5万 kW JRR-3(JAEA) 2万 kW
UPZの範囲	・30 km (大飯発電所のケース)	・500 m (京大複合原子力科学研究所のケース)
地域への貢献	・地元企業としての発電所の建設・運転 ・立地交付金	・地域活性化の中核的拠点 (産業界・大学等の研究者・学生が結集)

UPZ:緊急防護措置を準備する区域

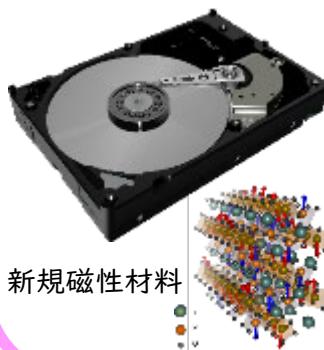
試験研究炉の活用例

「もんじゅ」サイトの新たな試験研究炉では、**中性子を利用した**材料開発や分析等、幅広い利用に向けて検討を進めています。

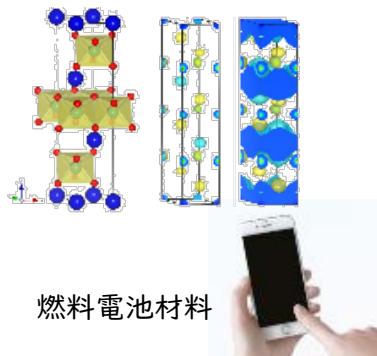
他の試験研究炉での中性子利用例として、以下のような**多彩な研究開発**が行われています。

機能性材料開発

構造解析などによる新しい磁性材料開発や蓄電材料開発に貢献



新規磁性材料



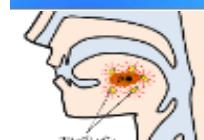
燃料電池材料

R I 製造

医療用・工業用のラジオアイソトープ(RI)の製造やシリコン半導体製造への利用



Au-198粒



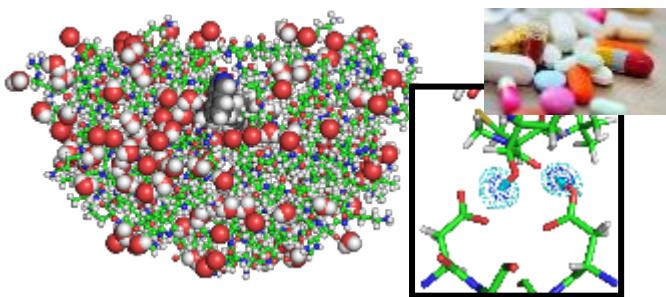
Au-198粒を使う小線源治療
-口の中の癌を切らすに治療-



医療用RI製造

バイオ・生命

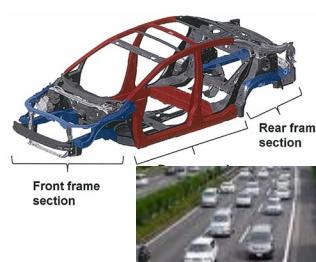
タンパク質の構造解析などによる創薬への貢献



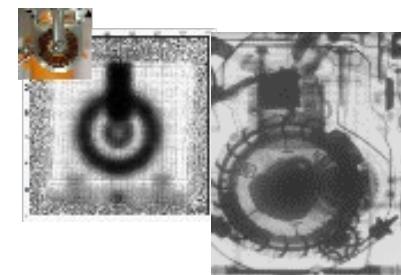
ウィルス由来タンパク質の構造解析

分析・イメージング

機械部品の分析やイメージングによる工業分野への貢献



鉄鋼材料の応力分析



エンジンやモーター内部の可視化

建設候補地の位置及び建設予定地の決定について

建設予定地の選定にあたっては、以下の視点から総合的に判断します。

①自然災害に対する安全性

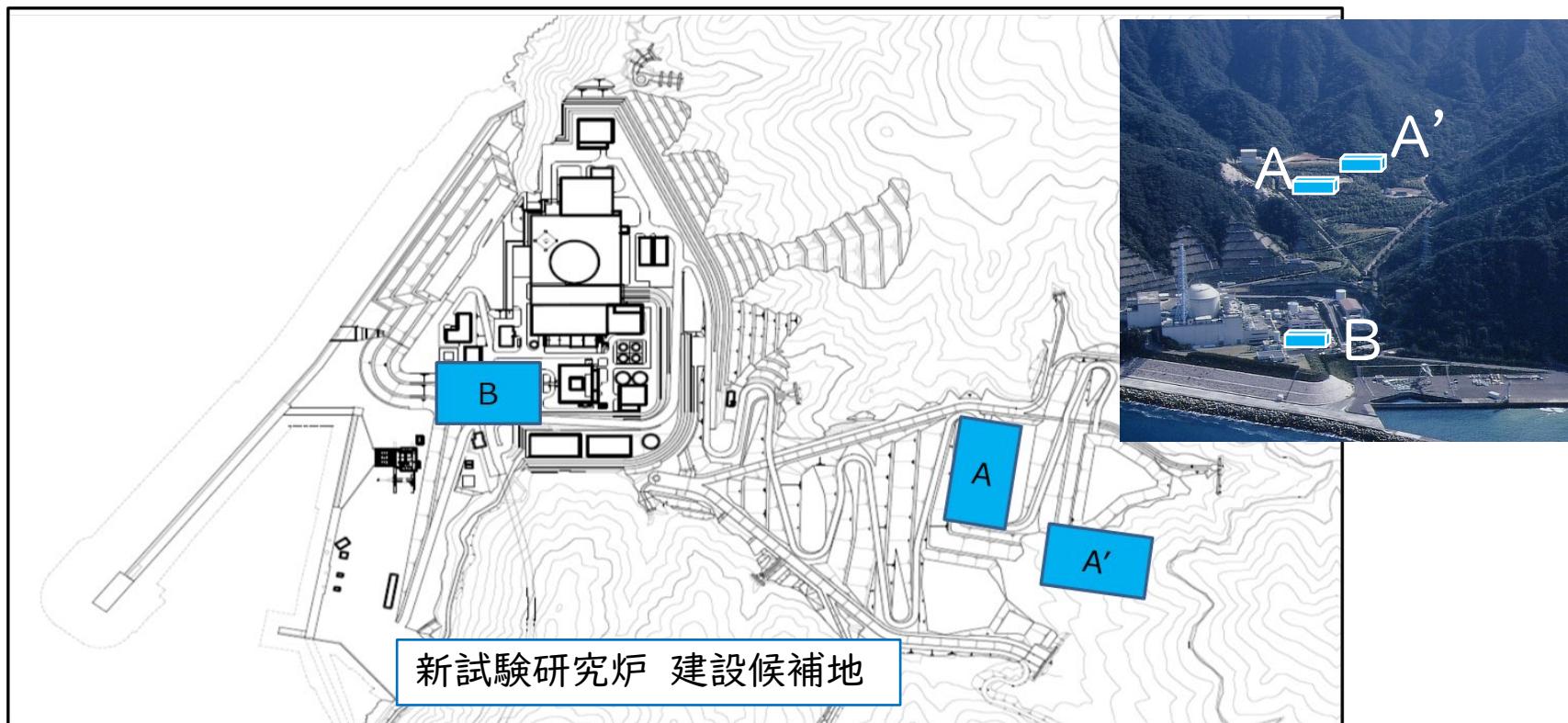
地震や津波の影響の大きさ、自然災害に対する工学的対策の難易度、水理地質環境等の特性

②利便性

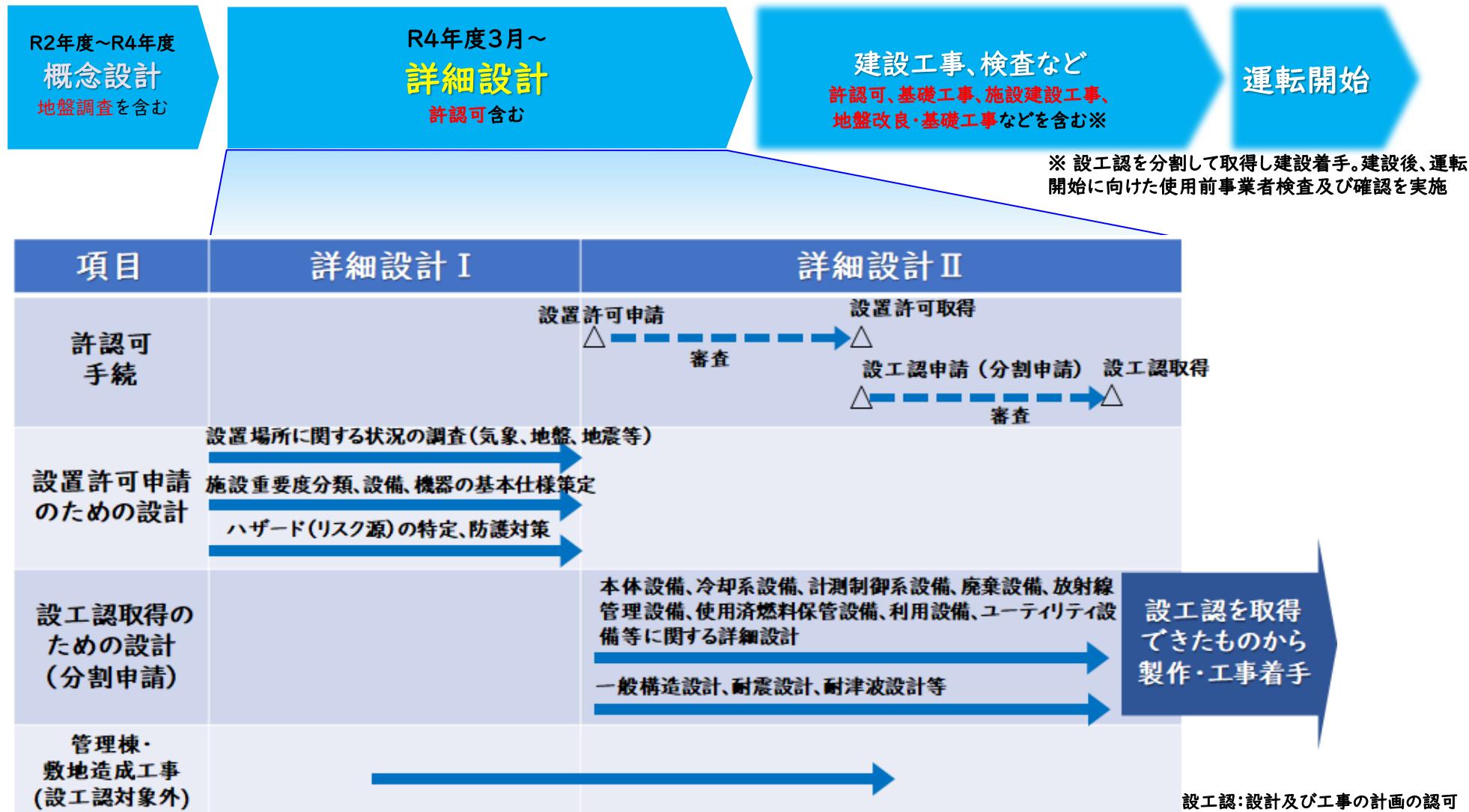
利用者のアクセス性等の利便性、実験設備の増強等を可能にするための将来的な施設の拡張性

③設置までの期間及びコスト

許認可に必要となる地質調査、建設に必要となる敷地造営等の工事、もんじゅ廃止措置工程との調整、自然災害に対する工学的対策



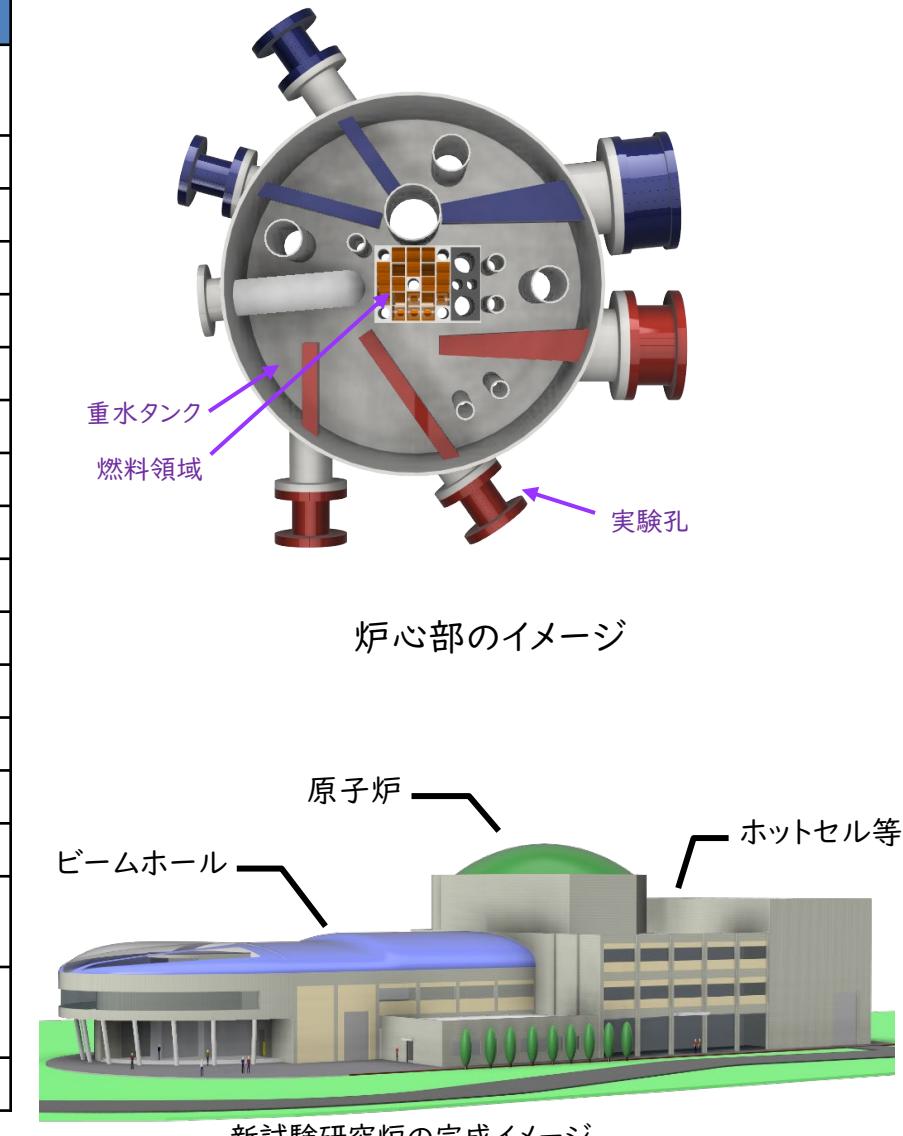
新試験研究炉の詳細設計検討について



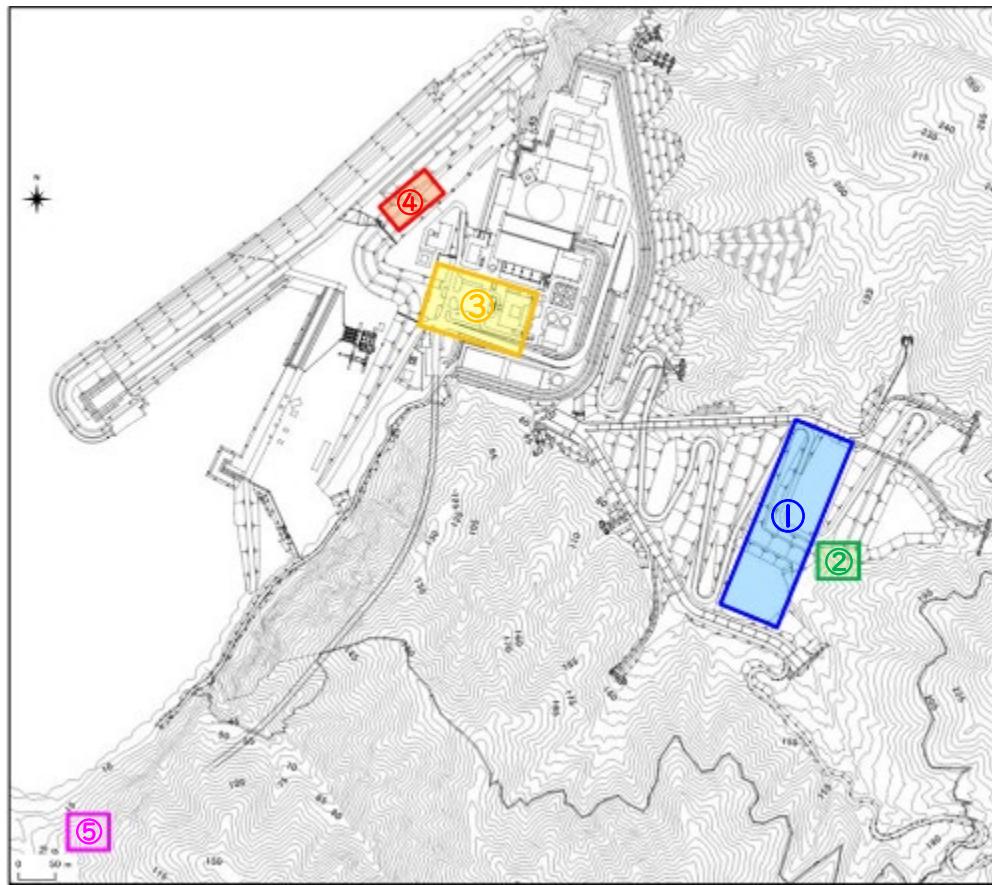
現時点において、新試験研究炉の設置に係る資金は、同じく中性子ビーム利用ができる研究用原子炉「JRR-3」(茨城県東海村)とその付属施設の実績等をもとにした概算で、1,500億円規模になります。

新試験研究炉の基本仕様等

項目	仕 様
炉型式	軽水減速軽水冷却重水反射体付 スイミングプール型
熱出力	10 MW未満
最大熱中性子束	約 1.5×10^{14} n/cm ² /sec (重水領域)
炉心 形状	角形形状
格子数	25
寸法	約40cm×約40cm×約75cm (燃料領域)
燃料要素	20体 (フォロワ燃料要素を含む)
照射筒	5体
減速材	軽水
冷却材	軽水
冷却方式	強制循環(運転中)、停止中(自然循環)
反射材	重水
制御棒	4体 (フォロワ型) または6体 (板状型)
吸收体材質	ハフニウム、ホウ素など
形状	フォロワ型または板状型
生体遮へい体	プール内軽水、重コンクリート、 普通コンクリート
ビーム利用	中性子ラジオグラフィ、中性子散乱実験、 中性子即発 γ 線分析、小角散乱実験など
照射利用	放射化分析、RI製造など

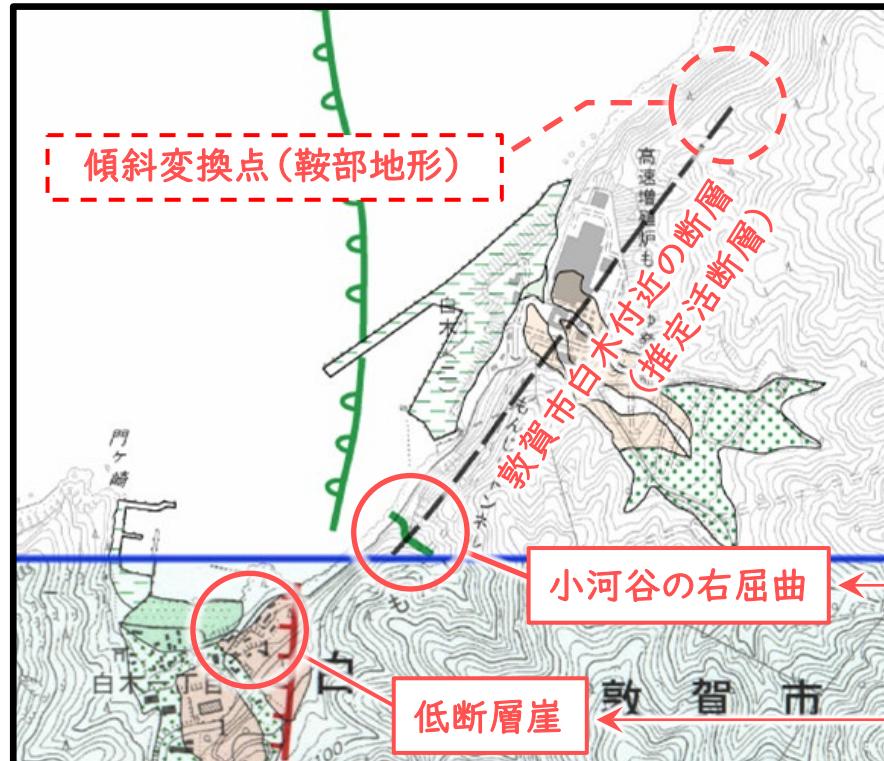


- 高台の土地を候補地(地点A)として、地質調査を進め詳細な情報を収集するとともに、有識者による技術検討会でのレビューなど、専門的検討を行ってきました。
- 盛土斜面の安定性や土石流調査、工学的対策及び技術的成立性、コスト等の評価検討をサイト内の複数地点に対して実施した結果、地点A'及びBを候補地として追加しました。
- これまでの各候補地でのボーリング調査において、大規模な破碎帯やすべり面のような脆弱部は確認されていません。



- ① 候補地A周辺:ボーリング調査
(令和2年度、3年度、6年度)
- ② 候補地A'周辺:ボーリング調査
(令和6年度)
- ③ 候補地B周辺:ボーリング調査(令和5年度)
物理探査(令和6年度)
- ④ f破碎帯の南北延長部確認:
ボーリング調査(令和6年度)
- ⑤ 白木・丹生断層の走向・傾斜データの取得:
ボーリング調査(令和6年度)

300m ↑北



推定活断層の分布図

文献1) (青線より上部)、
文献2) (青線より下部)を引用・赤字加筆

活断層図「今庄」解説書(文献3)の抜粋

12. 敦賀市白木付近の断層

- ・走向 : 北東-南西
- ・長さ : 約 1 km
- ・断層種別 : 推定活断層

(※上記の各諸元については、本図内における計測及び確認結果である)

(1) 概要

敦賀市白木付近を通り、北東-南西に延びる推定活断層で本図には長さ約 1 km の区間が記載されている。

(2) 判断根拠

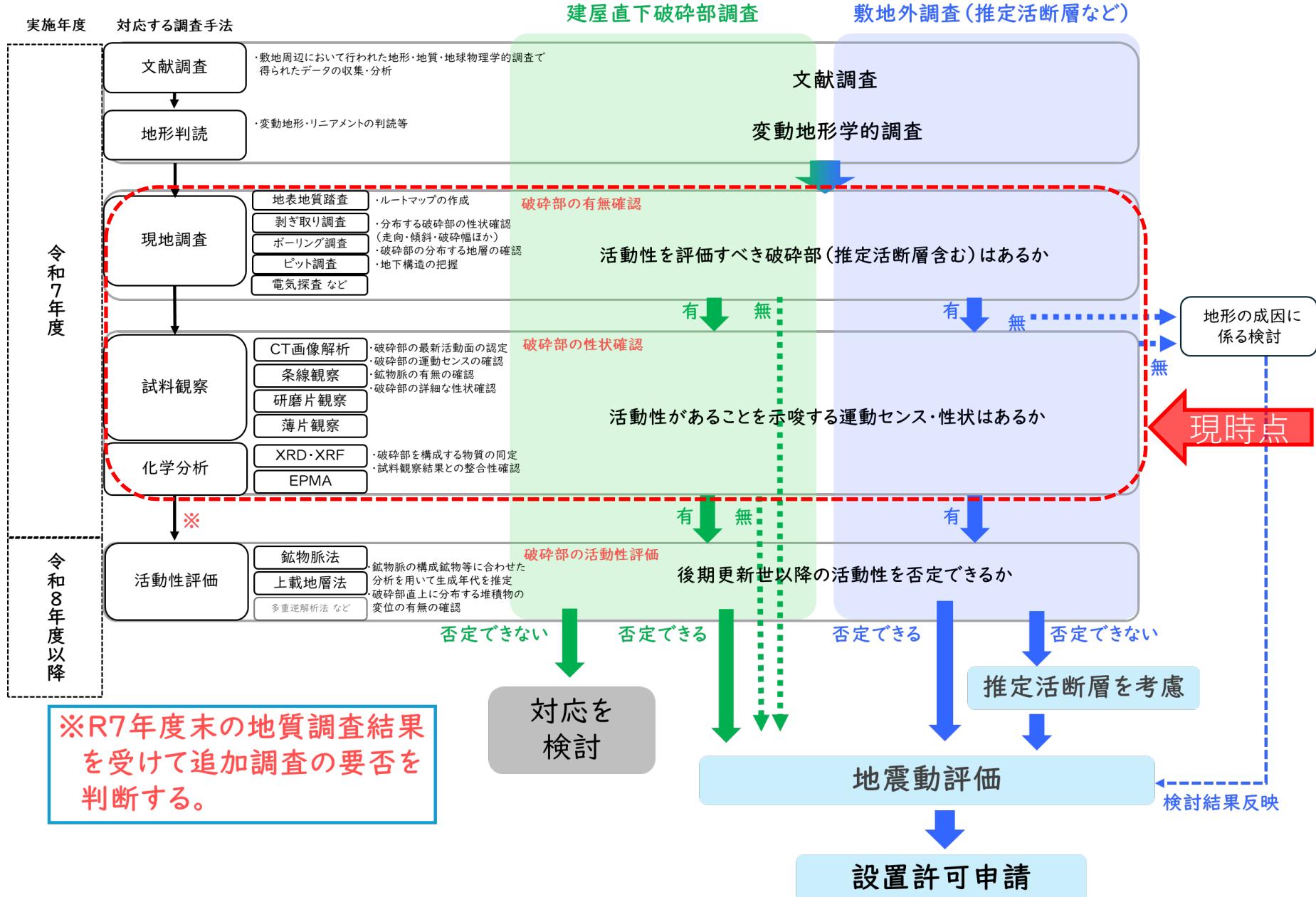
南東側の山地と北西侧の海域の間を限る直線的な地形境界に沿って小河谷の右屈曲が認められるほか、その南西延長上の 1:25,000 都市圏活断層図「三方」(岡田ほか, 2012) 図内には、北東-南西方向で南東側隆起の低断層崖の可能性のある地形が確認されるが(「三方」には未記載)、活断層露頭など新期の活動を示す確実な証拠は確認できないため、本図では推定活断層として記載した。なお、本推定活断層トレース近傍では複数の断層露頭・破碎帯が確認されており(原子力規制委員会もんじゅ敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、2017 の B 露頭や a 碎裂帶)、これらについてはずれも後期更新世以降の活動はないと評価されているが、本推定活断層とこれらの断層露頭・破碎帯の関係は現時点では不明である。また、「三方」(岡田ほか, 2012) 図内では、本推定活断層トレースの南西延長と白木-丹生断層が交差する付近において、群列ボーリングによって後期更新世の堆積物を変位させる活断層の存在が推定されているが(原子力規制委員会もんじゅ敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、2017)，本推定活断層との関係はやはり不明である。

文献1) 金田平太郎・石村大輔・堤浩之・中田高・太田凌嘉(2024): 1:25,000 活断層図「今庄」, 国土地理院.

文献2) 岡田篤正・金田平太郎・杉戸信彦・鈴木康弘・中田高(2012): 1:25,000 都市圏活断層図「三方」, 国土地理院.

文献3) 金田平太郎(2024): 1:25,000 活断層図 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帶及び湖北山地断層帶とその周辺「今庄」解説書, 国土地理院.

令和7年度の地質調査の流れ（令和7年8月時点の検討）



試験研究炉設置に係る関係機関間の協力協定締結

【令和5年5月8日（月）】

新試験研究炉の計画を着実に進め、我が国の今後の原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的拠点として整備していくため、国立大学法人京都大学及び国立大学法人福井大学との連携を目的とした協力協定を、三法人の長の立ち会いの下、締結

【代表的な協力分野】

○京都大学－原子力機構

新試験研究炉に係る計画・設計・建設

○福井大学－原子力機構

新試験研究炉の利用（特に中性子ビーム及び照射）に係る人材確保と育成

○京都大学－福井大学

原子力研究や中性子利用に係る学部・大学院学生の教育



福井大学
上田 学長

京都大学
湊 総長

原子力機構
小口 理事長



三機関 署名者含む